

# 令和7年度 潮来市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1 目的

潮来市建築物耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）に定めた目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者等に対する意識啓発・制度周知、耐震改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等を図ることが重要です。

このため、潮来市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、取り組みの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とします。

## 2 位置づけ

アクションプログラムは、促進計画「第3章 5. 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要」に基づき策定する。

## 4 検証・公表

社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、毎年度取組内容の検証、見直しを行います。アクションプログラムの取組に伴う実施・達成状況については公表します。

## 3 取組内容・目標・実績

計画	令和7年度取り組み内容	令和7年度目標
	<p>【財政的支援】</p> <p>1 木造住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施します。</p> <p>2 木造住宅の耐震改修費（補強設計費含む）に対する一部補助を実施します。</p> <p>3 木造住宅の耐震建替え費に対する一部補助を実施します。</p> <p>【普及啓発等】</p> <p>1 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>市内の対象住宅に戸別訪問を行い啓発用のチラシを配布します。（年30戸以上）</li></ul> <p>2 耐震診断実施者に対する耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>耐震診断結果報告時にパンフレットの配布・説明により耐震改修を促します。</li><li>耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話等の方法により耐震改修を促します。</li></ul> <p>3 改修事業者の技術力向上等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>改修事業者の技術力向上に係る説明会等を実施します。</li><li>耐震改修事業者リストを作成して公表します。</li></ul> <p>4 市民への周知普及</p> <ul style="list-style-type: none"><li>広報誌、ホームページ、FMラジオ等を通じて耐震改修の必要性について周知します。</li><li>一般の住民を対象とした説明会・セミナー等を行います。（年1回以上）</li><li>耐震化支援補助制度の概要を記載したパンフレットやチラシを作成して配布します。</li></ul>	耐震診断費補助戸数 1戸 耐震改修費補助戸数 1戸
		昨年度までの実績
		令和2年度 実績なし 令和3年度 実績なし 令和4年度 実績なし 令和5年度 耐震診断1戸 令和6年度 耐震診断3戸
自己評価	前年度の取組実績	課題及び改善策
	<ul style="list-style-type: none"><li>広報誌、ホームページ、FMラジオを通じて普及啓発を実施しました。</li><li>市内の対象住宅に戸別訪問を行い啓発用のチラシを配布しました。（38戸配布）</li><li>茨城県木造住宅耐震診断士養成講習会に参加しました。</li><li>補助制度概要を記載したチラシを作成し、担当窓口に設置しました。</li></ul>	今後も耐震事業の推進に向け、耐震化の必要性及び補助制度等の更なる普及啓発を図る必要がある。